

富士・東部保健福祉事務所 出前講座実施要領

1 目的

住民が保健・衛生・福祉をテーマとする講座の開催を希望する場合に、保健福祉事務所職員が講師を務める出前講座を実施することにより、住民の保健・衛生・福祉に関する理解の促進及び普及啓発を図るとともに、健康づくりの支援をすることを目的とする。

2 対象者

富士・東部保健福祉事務所管内に住所を有する個人、事業所、民間団体、公共機関等を対象とする。ただし、営利活動や政治・宗教等を目的とする団体や、苦情や陳情・要望を主目的とするものは対象とならない場合がある。

3 講座内容

別紙1「富士・東部保健福祉事務所出前講座一覧」のとおり実施する。具体的な内容は、依頼者と相談により決定する。

なお、市町村や関係機関が類似した研修等を行っている場合は、市町村や関係機関を紹介することもある。

また、過去に同様の内容・対象者に講座（「No.9 薬物乱用」を除く）を実施している場合は、資料提供のみとする場合もある。

4 派遣費用、必要物品

講師派遣に関する費用（謝金、旅費等）は、当所が負担する。ただし、講座資料については依頼者が用意（印刷）する。

また、パソコンやスクリーン等講座で使用する機材については、依頼者が準備する。

5 実施日時

原則として平日の午前10時から午後4時までとする。

6 実施場所

会場及び駐車場等は、富士・東部保健福祉事務所管内において依頼者が確保する。

7 申込方法

別紙2「出前講座申込書」に記入し、下記へFAX又は郵送で申し込む。

住所 〒403-0005 富士吉田市上吉田1丁目2-5

富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所） 健康支援課

FAX 0555-24-9037

8 申込期間

原則として講座実施希望日の1か月前までに申し込むものとする。

9 講座実施の決定

講座実施の可否や開催方法については、申込到着後10日以内に依頼者へ連絡をする。

講座内容や当所業務の都合により、希望に添えない場合がある。

10 問い合わせ先

富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）健康支援課

TEL 0555-24-9034

附則 この要領は、令和7年3月27日に施行する。